

静岡市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による県営畑地帯総合整備事業茂畑地区についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を別紙のとおり変更するので、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

令和2年3月23日

静岡市長 田辺 信



別紙

1 大字茂畑に編入し小字を廃止する区域

大字杉山字後山491の2の一部、491の3の一部、491の7の一部、492の4の一部、494の1、494の6、494の8から494の10まで、497、498の一部、499、500の1、500の2、501の1の一部、501の2、501の4から501の7まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、字寺之上504の3の一部、504の5の一部、506の1の一部、506の2、509の8の一部、字大久保540の2の一部、541の1の一部、541の2の一部、542の1の1の一部、542の1の2の一部、542の5の一部、543の1、543の2、544の1から544の3までの各一部、545の一部、548の4の一部、548の8の一部、550の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、字足沢900の10の一部、字青木936の2の一部、938の2の一部、939の3の一部、942の5、942の6の一部、942の7の一部、943の2の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部、字塚畑944の一部、945の一部、950の1の一部、952の一部、953の一部、978の6の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部、字外山1148の3の一部、1149の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部

2 大字杉山に編入し小字を廃止する区域

大字茂畑字池ノ沢80の6の一部、83の一部、85の1の一部、85の4の一部、86の1の一部、87の一部、89の一部、90の1の一部、90の2及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部、字横道376の1の一部、376の2の一部、376の3、376の5、377の1の一部、377の2の一部、378の1の一部、378の1の2の一部、379の4の一部、379の9の一部、379の10、379の14の一部、379の19の一部、字仲村433の1の一部、436の1の一部、437の一部、438の1の一部、485の一部、487の一部、488の一部、489の1の一部、489の2の一部、490、491の1の一部及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部、字西側514から517までの各一部、518の1、518の2、519から521まで、522の3の一部、522の4の一部、527の2の一部、528の3の一部、528の4の一部、529から531まで、532の一部、533の2の一部、534の1の一部、534の2、534の3、535、536、537の一部、538の一部、539、540の一部及びこ

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

3 小字を廃止する区域

大字杉山字子ノ神440の6から440の8まで、字後山489の2、489の3、490の4から490の6まで、491の2の一部、491の3の一部、491の6、491の7の一部、492の1、492の3、492の4の一部、498の一部、501の1の一部、501の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、字寺之上502の1、503、504の3の一部、504の4、504の5の一部、505、506の1の一部、507の3から507の5まで、509の7、509の8の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部、字大久保532の3、533の2、534の4から534の6まで、535の4、535の6、537の2、538の4から538の6まで、539の11から539の15まで、540の1、540の2の一部、541の1の一部、541の2の一部、542の1の1の一部、542の1の2の一部、542の4、542の5の一部、544の1から544の3の各一部、545の一部、546、548の2、548の4の一部、548の8の一部、548の9、549の2、549の3、550の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、字足沢900の2、900の7、900の9、900の10の一部、900の11から900の13まで及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部、字青木927の14、927の16、933の2、934の2、935の3、935の4、936の2の一部、938の2の一部、939の3の一部、942の6の一部、942の7の一部、943の2の一部、字塚畑944の一部、945の一部、946の3、946の4、948の2、949の1、949の7、950の1の一部、950の2、951、952の一部、953の一部、954、955、956の1、956の2、957の1、957の2、958の1、958の2、959の1、959の2、960の2、961の2、978の6の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部、字桜株1081の7、1081の10、1081の14、1081の15、1083の1の1、1083の8、1083の9、1083の11から1083の14まで、1085の1から1085の3まで、1087の4、1088の2、1091の4、1091の5、1099の3、1099の5、1100の2、1101の1、1101の2、1102の1から1102の9まで、1103、1104、1105の1、1105の2、1106、1107、1108の1、1108の2、1109、1110の1、1110の2、1111の1の1、1111の1の2、1111の2、1112の1、1112

の5から1112の8まで、1112の10、1112の11、1112の13から1112の17まで、1113、1114の1から1114の3まで、1115、1116、1118、1119の1、1119の2、1120、1121の1、1121の2、1122、1123、1124の1から1124の3まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、宇外山1125、1126、1127の1、1127の3、1127の4、1127の6から1127の8まで、1128の2、1135の2、1136の2、1137の4、1137の7、1138の3、1138の4、1139の2、1140、1141の2、1143の2、1143の3、1144の2、1145の2、1147の2、1148の3の一部、1149の2の一部、1152の3、1157の2、1158の2、1159の5及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、大字茂畑字池ノ沢78の9、80の1から80の5まで、80の6の一部、80の7、81の1から81の3まで、82の1から82の4まで、83の一部、84、85の1の一部、85の2、85の3、85の4の一部、86の1の一部、86の2、87の一部、89の一部、90の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、字大久保91、92の1、92の2、93、94の1、94の2、95の1、95の2、96、97の1から97の3まで、98の1、98の2、99、100の1から100の3まで、101の1、101の2、102の1、102の2、103の2から103の4まで、104の1、104の2、105の2、106の1、106の2、107から109まで、111の1、111の3、154、155の1、155の2、158、159の1から159の4まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部、字二本松160、161の1、161の2及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部、字小谷津332の1、332の1の12、332の2から332の6まで、332の8、332の9、332の11から332の14まで、332の16、332の17、332の19、332の20、332の22から332の27まで、字横道368の24、368の31、368の32、368の34から368の39まで、369の2、370の2、371の2、371の3、372の3から372の6まで、373の2、373の3、374の1から374の3まで、375の1、375の2、376の1の一部、376の2の一部、376の4、377の1の一部、377の2の一部、378の1の一部、378の1の2の一部、378の2から378の4まで、379の1、379の3、379の4の一部、379の5、379の7、379の8、379の9の一部、379の11から379の13まで、379の14の一部、379の15から379の18まで、379の19の一部、379の20から379の24まで、380の

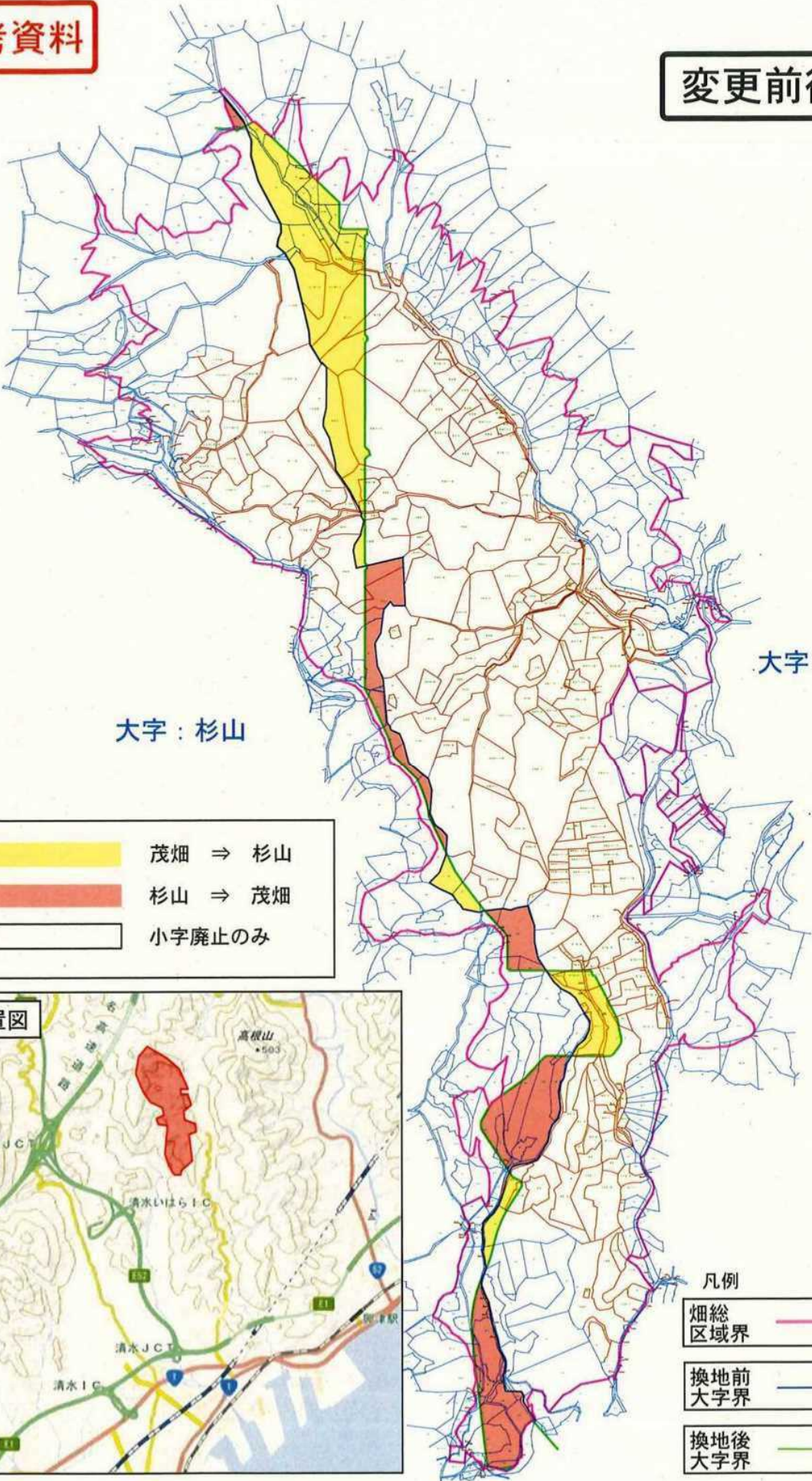
1の1から380の1の19まで、380の2、381の1、381の2、382の1、382の2、383の1から383の3まで、384の2、384の3、385の3から385の5まで、385の7、385の9、386の2、387の8、387の11、387の16、387の18、387の20、387の26、387の29、387の31、387の33、387の35、388の4、389の1、389の2の1、389の2の2、390の3、390の4、392の5、392の7、394、395の2、395の3、396の2、396の3、397の1から397の16まで、398の1、398の2、399の1、399の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、字仲村400、401、402の1から402の5まで、403、404の3、405の1、405の2、406の2から406の4まで、407の2から407の4、408の1、408の2、409の2、410の1の3、410の2の2、410の4、410の5、410の7、410の9、410の11、411、412の1、412の2、414の1から414の3まで、415、417の1、417の2、418、419、420の1から420の4、421の1から421の7まで、422の1、422の2、423から428まで、429の1から429の3まで、430の1の1、430の1の2、430の2、431、433の1の一部、433の2、436の1の一部、436の2、437の一部、438の1の一部、438の2、439、440、441の1、441の2、442の1、442の2、443の1、443の2、444の1から444の3まで、446から448まで、449の1、449の2、450から453まで、454の1、454の2の1、454の2の2、454の3、454の4、455、456の1、456の5、458の1から458の4まで、459の1、459の2、460の1から460の4まで、461の1の1から461の1の3まで、461の2、461の3、461の5、461の6、462の2、463の1、463の2、464、465の2、466、467、468の1から468の5まで、469の1、469の2、470の1、470の2、471の2、471の3、472の3、472の4、473の2、474、475の1、475の2、476の1から476の4まで、477、478の1、478の2、479から484まで、485の一部、486、487の一部、488の一部、489の1の一部、489の2の一部、491の1の一部、491の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、字西側495、496、497の1、497の2、498の1、498の2、499、500、501の1から501の3まで、502、503、504の1、504の2、505から511まで、512の1、512の2の1、514から517までの各一部、522の3の一部、522の4

の一部、523の2、524の2、526の2、527の2の一部、528の3の一部、528の4の一部、532の一部、533の2の一部、534の1の一部、537の一部、538の一部、540の一部、541の2、542の3、542の4、543の3、544の2、545の2、546の2、547、548、549の1の1、549の1の2、549の3、550の2、552の2、553から555まで、556の3、556の4、557の1、557の2、558から561まで、562の1、563の3、563の4、564の3、565から569まで、570の1、570の2、571、572、573の3、573の4、573の6、574の3から574の6まで、575の1から575の4まで、576、577、578の2、578の3、579、580の2、581の2、582の3、582の4、583の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、字釜沢586の7、586の8、591の1、597の3、597の4、字国木立802の3、字明荷島837の4、838の4、840の2及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部

上記地番は、令和元年8月6日現在の登記簿による。



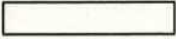
参考資料

変更前後図




大字：杉山

大字：茂畑

	茂畑 ⇒ 杉山
	杉山 ⇒ 茂畑
	小字廃止のみ



凡例

畑総区域界	
換地前大字界	
換地後大字界	